

# IPv6インターネット接続機能（ネイティブ方式）の選定手続きに係る当社が定める期間等について

---

当社接続約款の附則（平成21年8月6日 東相制第09-18号）（以下、当該附則という。）第2項の規定における、ネイティブ接続に係る接続申込みを受け付ける「当社が定める期間」については、下記の通りとします。

「平成21年8月21日（金）までの期間」

上記期間に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込みの数が4以上の場合に、ネイティブ接続申込者様にご提出いただく書面の提出期限等については、下記の通りとします。

- ・当該附則第3項中「次の各号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。」との規定における「当社が定める期日」については、下記の通りとします。

「平成21年11月30日（月）」

- ・当該附則第3項第1号中「契約数等であって、当社が定める時点のものとします。」との規定における「当社が定める時点」については、下記の通りとします。

「平成21年6月末時点」